

大阪市立四貫島小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る」という認識のもと、関係小中学校との連携を図りつつ「大阪市立四貫島小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組む。

未然防止を最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の4点をあげる。

①いじめを絶対に許さない学校の雰囲気をつくり、いじめの防止に努める。

「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」第1条、第3条および第13条を踏まえ、いじめを許さない学校づくりを進めるために、児童の意識を改革し、道徳教育・人権教育をはじめとする様々な校内の取り組みを充実させる。

②いじめを見落とさない未然防止策をつくり、いじめの早期発見に努める。

いじめの未然防止・早期発見のため、児童が互いを認めあえる集団づくり、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できる雰囲気づくり、全ての児童が安心して安全に学校生活を送ることができる教職員体制の確立を前進させる。

③いじめが発覚した時の組織的な対応策をつくり、早期解決に努める。

いじめを発見した場合の報告体制を整え、早急にいじめ対策委員会を開いて、より良い解決方法を話しあう。教職員、家庭や地域、専門機関との連携を行い、早期解決に向けて、適切な対応ができるようにする。

④家庭・学校・地域が一体となって、いじめに対する組織的な指導體制をつくる。

地域や家庭に対して、いじめに関する問題の認識を広めるとともに、地域や家庭との緊密な連携と協力を強める。また、関係小学校や接続中学校との連携関係をさらに深め、協力して取り組んでいく。

3. いじめの未然防止についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① チャイムとともに始まる、静かに話を聞く等、学習規律を明確にし、どの児童も落ち着いた雰囲気の中で授業に臨み、児童が互いに認めあいながら授業が進められるようにする。
- ② 誰もが授業に参加でき、学習内容が理解できるように、児童の個性を把握し、個に応じた指導体制や指導方法を確立し、「わかる授業」づくりを全教職員で推進する。
- ③ 教員の指導力に向上を目指すために、授業研究を計画的に行い、専門的な指導スキルを高めながら、実践的な授業を進めるようにする。

(2) 自己有用感を高めるために

- ① どの児童も学級において自分の存在感が感じられ認められるように、学級活動や児童会活動を通して、自分の考えや思いが他者に伝わり、満足感を持つようにする。
- ② 他者と積極的に関わりあいを持てるような場を工夫し、児童の自尊感情を高め、自分の考えや思いが伝わり、認めあえることができる集団づくりに努める。
- ③ 児童が互いの特性を認めあい、良さや個性を認めあえるために、考えを発表しあったり、話を聞きあったり、お互いに考えを認められる集団づくりに努める。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 道徳の授業を通して、いじめに対する認識やいじめを許さない意識の醸成を図る。また、身近ないじめが発生しやすい学級でのいじめをなくすために、学級会活動などを通していじめを見逃さない体制を作る。
- ② 保健や道徳の授業を通して、命の大切さ・相手を思いやることの大切さを指導し、「自分はかけがえのない存在である」との思いを全員が持てる人間関係づくりをしていく。
- ③ いじめに対して加害者でなくても、傍観者も加害者と同じ立場であることを、道徳や学級指導を通して理解させ、いじめに対して勇気をもって立ち向かう態度を醸成する。

④ 「いじめについて考える日」の設定

5月の大型連休明けの月曜日に「いじめについて考える日」を設定し、「いじめはいつでも、どの子どもにも、どの学校においても起こりうる」という認識のもと、「いじめは生命をもおびやかす行為であり、人間として絶対に許されない行為である」ことを学校全体で再認識する機会とする。

4. いじめの早期発見についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな

兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。また、いじめの兆候に気づいたときには、問題を軽視することなく早期に実態把握を行い、対応する。

- ① 「いじめ防止対策推進法第23条」を踏まえ、児童の細かな変化を見逃さず、気づいた情報を確実に共有するために、教職員間の情報交換に努めるとともに、保護者との連携を密にし、相談体制の強化を図る。
- ② 情報については、定期的実施する「いじめアンケート」のほかに、児童が教職員に相談しやすい信頼関係づくりや雰囲気づくりに努める。また、児童や保護者に対して、関係諸機関の「いじめ相談窓口」の周知を行う
- ③ 当事者である児童の保護者からだけでなく、他の保護者や地域からの情報も積極的に収集するために、「家庭訪問」「個人懇談会」や「学級懇談会」、「PTA」「地域見守り隊」「はぐくみネット」「学校協議会」などからの情報収集に努める。
- ④ 児童の情報については、毎月開催の「職員会議」「校内委員会」、毎週開催の「低学年部会」「中学年部会」「高学年部会」「特別支援教育部会」、週2回開催の「職員朝礼」等により、教職員間での情報交換を定期的に行う。

5. いじめの早期解決についての取り組み

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① 「いじめ防止対策推進法第23条」により、いじめ事案を発見または通報を受けた場合は、遅滞なく全教職員で情報を共有できるよう、校長および教頭へ速やかに報告を行う体制を整える。管理職は、緊急の「職員会議」や「いじめ対策委員会」を開催し、特定の教職員で対応することなく、学校全体で対応するための体制を整備し、解決への対応を進める。
- ② 被害児童の保護や加害児童の指導については、「いじめ対策委員会」で具体的な方針や対応を検討し、学校全体で解決をすすめる。暴力的な行為や暴力を伴ういじめ事案である場合については、速やかに止めることを最優先に対応する。
- ③ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう児童に指導する。また、加害児童に同調していた児童に対しては、それらはいじめに加担する行為であると理解させるように指導を行う。また、学級全体で話しあうなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、無くしていこうとする態度を育てていく。
- ④ 大阪市教育局をはじめ、警察署、こども相談センター、区役所子育て相談室、スクールカウンセラー、民生委員、主任児童委員などの関係諸機関との連携を行い、いじめ事案の解決に向け対処する。
- ⑤ ネット上のいじめ事案については、学校単独での解決が困難な事例もあり、外部

の専門機関に支援や協力を求めるとともに、「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」の活用も図る。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

「いじめ防止対策推進法第22条」により、次の校内組織を置く。

【組織名】

① 「いじめ防止対策委員会」 (常設)

(既設の「校内委員会」をいじめ問題に取り組むための組織として機能させ位置づける)

<構成> 校長・教頭・教務主任・特別支援コーディネーター・生活指導部長・
低中高で各1名(事案に応じて必要な教職員も加わるものとする)

<役割> ・ 学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
・ いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
・ いじめの疑いにかかる情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

② 「いじめ対策委員会」 (事案発生時)

<構成> 全教職員

<役割> ・ 具体的ないじめの対応について話しあい、確認する。
・ それぞれの役割や、動きを確認する。

③ 「校内研修会」

定期的にいじめに対する「校内研修会」を開き、いじめに対する基本的な知識や、早期発見・早期解決に対する認識を深める。

【年間計画】

- | | |
|------------|--------|
| ① いじめ防止委員会 | 毎月1回 |
| ② いじめ対策委員会 | いじめ発生時 |
| ③ 校内研修会 | 各学期1回 |

【調査等】

- | | |
|------------------|---------------------|
| ① 児童対象いじめアンケート調査 | 年3回(学期ごとに実施) |
| ② 個人懇談・教育相談 | 年2回(学期末および必要に応じて随時) |

【研修会】

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 四貫島の子どもを語る会 | 年2回(年度初めと年度末) |
| ② 生活指導研修 | 年2回(年度初めと年度末) |

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① 学校だよりやホームページを通して、学校がいじめに対する考え方や取り組みを紹介し、情報を発信していじめ防止の啓発を行う。また、保護者・地域からの情報提供も要請し、情報収集に努める。

② 学校協議会を通して、学校のいじめに対する取り組みや組織を提案し、協議会を通して地域や家庭との連携を要請する。

③ 民生委員や地域の組織とも連携を図り、多くの目でいじめの防止・早期発見・早期解決に努める。

(3) 取組内容の検証

① 「運営に関する計画」の評価の中で、学校全体としての取り組みの中で、いじめや生活指導面での取り組みを位置づけ、十分な取り組みであったか評価する。

② いじめが発生した場合は、取り組みの中で何が不十分だったのか十分検討し、いじめの再発防止に努める。

7. 重大事案への対処

(1) 報告および対応

① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査と対応を行う。

② 学校の対応としては、事実を隠すことなく、事態の混乱を招かないように窓口を一本化し、誠実な対応を心がける。

(2) 調査組織の設置と事実関係の明確化

① 学校および教育委員会は、その事案が重大事態であると判断したときは、調査を行うために、速やかに「いじめ対策委員会」を設置する。

② 調査に当たっては、因果関係の特定に急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに明らかにすることに努める。

(3) 調査結果の提供および報告

① 学校および教育委員会は、明らかになった事実については、窓口となる担当者を通して発信する。特に、被害児童およびその保護者に対しては適切な情報提供を心がける。

② 調査結果については、被害児童およびその保護者の所見を添え、学校長を通じて教育委員会に報告する。

※ いじめ発見の際の流れ

